

須坂市福祉医療費給付金制度について (0歳～18歳まで)

須坂市では、乳幼児、児童、障害者、母子家庭の母子、父子家庭の父子や父母のない児童の健康保持と福祉の増進を図るため、医療機関等の窓口で支払う医療費の一部を支給しています。

0歳から18歳年度末までの子どもの福祉医療費は、原則として受給者証を提示することで、それぞれの医療機関などの窓口において、無償で医療を受けることができます。

***支給対象は保険適用の診療のみです。保険外のものは対象になりません。**

保険適用外(例)：差額ベッド代、文書料、健診、予防接種等

◆対象となる医療費

長野県内の医科・歯科・調剤・訪問看護・柔道整復師の施術（整骨院など）で窓口を受給者証を提示した場合

※入院の場合は、食事代の半額が窓口負担額となります。

◆対象とならない医療費

・次の場合には、いったん病院等の窓口で医療保険の自己負担額を支払い、下記の方法で診療の翌月から2年以内に申請をしてください。対象金額を後日ご登録口座に振り込みいたします。

- ・受給者証を提示しなかった場合
- ・長野県外の病院・薬局などを利用した場合
- ・はり、灸、マッサージなどの施術を受けた場合
- ・病院・薬局で対応できなかった場合
- ・スポーツ共済の対象となる可能性がある場合

⇒スポーツ共済の対象となる場合（学校でのケガの場合等）には福祉医療を利用せず、スポーツ共済の手続きをしてください（詳細は保育園・学校にお問い合わせください）。最終的にスポーツ共済の対象とならなかった場合には、医療保険課⑤番窓口で支給申請をしてください。

【申請方法】

受給者証・領収書原本（1か月単位での申請となりますので、1か月分まとめたもの）・本人確認のできるものを持参し、医療保険課⑤番窓口で給付申請手続きをお願いします。

■■■ 国や県の公費負担医療の受給者証をお持ちの方へ ■■■

福祉医療費よりも国や県の公費負担医療が優先されますので、受給者証をお持ちの方は、健康保険の資格確認書等、福祉医療費受給者証と一緒に国や県の公費負担医療の受給者証を病院・薬局の窓口に表示してください。

●届け出を忘れずに

【1】資格喪失（市外へ転出など）→ 受給者証を須坂市へ必ず返還してください。

【2】受給者証の紛失 → 速やかに再交付の手続きをしてください。

※紛失該当者の加入健康保険のわかるものまたは保護者の方の本人確認できるもの
をご持参ください。

【3】住所変更（市内で住所が変わった場合）→ 受給者証の住所を変更します。

※交換になりますので必ずお使いの受給者証をご持参ください。

【4】加入保険の変更 → 新しく加入した健康保険のわかるものをご持参ください。

【5】振込先口座の変更 → 新たに指定する振込先の通帳等、受給者証、本人確認できるものをご持参ください。

●市よりお願い

受診の際は必ず受給者証を提示いただくなど受給者証を適切にご利用いただき、制度が今後も円滑に運用していけるよう適正受診にご理解ご協力をお願いいたします。

内容等変更手続きはこちらからもできます

<準備するもの>

加入保険の変更：変更後の加入健康保険のわかるもの

振込口座の変更：新たに指定する口座情報のわかるもの



<ながの電子申請サービス>

須坂市福祉医療費給付金のお問い合わせは

須坂市健康福祉部医療保険課福祉医療係まで

電話 026(245)1400 内線3333・3338

026(248)9034 課専用

FAX 026(251)2459

E-mail iryo@city.suzaka.nagano.jp